

新社会

つくば

発行：新社会つくば

TEL 029-857-1154 FAX857-1254

金子 かずお気付

[kaneko@max.hi-ho.ne.jp](mailto:kaneko@max.hi-ho.ne.jp)

<http://kanekokazuo.hakurakuryo.org/>

2018年 9月 4日 第1089号



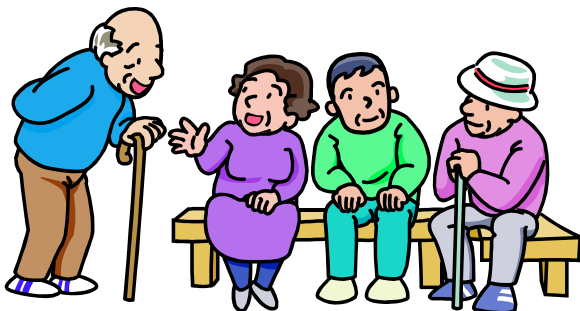
## つくば市議会 4日から28日まで開催

9月定例会市議会は9月4日から28日までの日程で開催されることが決まりました。

議会に上程される案件は、報告が15件、承認が1件、認定が8件、議案が23件となっています。

11日、12日、13日には一般質問が行われ、金子かずお議員は ①障がい者雇用について ②豪雨災害対策について ③公共施設の暑さ対策について ④消防団のポンプ車運転について ⑤市長公約事業のロードマップからの五点にわたり質問を行います。今回の一般質問議員は前回と同じく18名（議員数は28名）となっています。

また認定8件の議案内容は、平成29年度一般会計歳入歳出決算認定、同国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定、同下水道事業特別会計歳入歳出決算認定、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定、同介護保険特別会計歳入歳出決算認定の8件で決算委特別委員会に付託され議論が進められます。委員の選出は3名以上の各会派からドント方式で12名が選出されます。金子議員は一人会派ですので選ばれません。



金子かずお議員のイラスト



## 金子かずお議員の一般質問内容

### 質問事項・・障がい者雇用について

要旨・・・国や県が雇用している障がい者の数を水増ししている問題が報道されています。法定雇用率達成のため意図的に不正が行われた疑いもあるとみて調べているようです。つくば市の現況を伺いたい。

### 質問事項・・豪雨災害対策について

要旨・・・全国的に豪雨災害が発生しております。直接被害にあわれた方にはお見舞いを申し上げる次第でございます。西日本豪雨では河川の氾濫や浸水被害で多方面にわたり日常生活に深刻な状況を与えてきています。また東日本地区でも記録的短期間大雨情報などが出されるなど、ゲリラ豪雨被害が心配であります。このような中、つくば市の対策、対応について伺いたい。

### 質問事項・公共施設の暑さ対策について

要旨・・・記録的猛暑が続き、東京都や大阪府、愛知県、埼玉県などでは熱中症による被害者が多く出ているようであります。また私たちの周りでも被害が出ていると聞きます。対応策は十分に自らの力での対策はもちろんであります。そこで学校を始めとする公共施設における暑さ対策についてどのような対策が取られてきたのかを伺いたい。

### 質問事項・消防団のポンプ車運転について

要旨・・・貨物自動車による死亡事故の削減と若年層の雇用の促進ため昨年3月の道路交通法改正で「準中型免許」が新設されました。改正前では普通免許で総重量5トン未満の車両が運転できたのが、改正後に取得した普通免許では3,5トン以上は運転ができず、準中型免許が必要となります。この場合、県内の消防団が使用しているポンプ車の運転ができず、消火活動に大きな影響が出る恐れがあります。つくば市の現状を伺いたい

### 質問事項・市長公約事業のロードマップから

要旨・・・「頼れる福祉すべての人が自分らしく生きるつくば」について以下伺いたい。

- (1) 障害のある子と親の包括的な支援のための「児童発達支援センター」新設の現状と既存の「障害支援センター」の位置づけ
- (2) 廃校跡地等を利用した高等支援学校誘致と、つくば特別支援学校の混雑緩和のための分校利用今後の対応
- (3) 小中学校への特別支援教育支援員の大増員と新規配置、固定学級の新設についての経過と実績



事故後の福島第一原発

## 原電と8市町が新協定

日本原子力発電(原電)の東海第2原子力発電所(茨城県東海村)周辺の15市町村で構成する「東海第二発電所安全対策首長会議(座長・高橋靖水戸市長)」は8月29日、原電と新たな安全協定を結ぶことで大筋合意した。同会議が原電に求めてきた、東海第2原発に関する重要事項に意見を述べる権限などが得られる見通しだ。

原電と新協定を結ぶのは東海第2原発から半径30km圏内にある高萩、笠間、常陸大宮、鉾田、茨城、大洗、城里、大子の8市町。同会議の構成自治体で圏外の小美玉市については、協定の代わりに同様の権限が確保できる枠組みを設ける。

(毎日新聞8月30日より)

### 障がい者雇用とは・・・・・・・・・・・・・・・・

障害者雇用促進法は働く人のうち一定の割合以上の障がい者を雇用することを義務付けた法律です。

この割合は法定雇用率と一般に呼ばれ、今年4月から0.2ポイント引き上げられ、国や地方自治体は2.5%、民間企業は2.2%になりました。

毎年6月時点で厚生労働省に報告義務がありますが、達成できない場合納付金を徴収されることになっている。一方、国や自治体は徴収されない。